

令和2年度 全国視聴覚教育連盟 研究プロジェクト

「ビデオテープと再生機器の保存と
活用策」に向けた調査研究報告書

令和3年3月

全国視聴覚教育連盟

目次

はじめに	P3
1 ビデオテープ教材の現状	P3
1)千葉県の場合 2)栃木県の場合 3)仙台市の場合	
2 ビデオテープが抱える課題の整理	P4
3 今後の取り組みに関して考えられる4つの方向性と それぞれの効果と課題の検討	P6
4 デジタル化の課題	P7
5 まとめとしていくつかの提案	P8

◇研究担当専門委員◇

村上長彦（全国視聴覚教育連盟専門委員長）
小島靖子（千葉県総合教育センター研究指導主事）
佐野真哉（仙台市教育局生涯学習課社会教育主事）
田辺 剛（栃木県総合教育センター社会教育主事）

はじめに

これまで収集してきた視聴覚教材においては、16ミリフィルムに続いてビデオテープも再生機器の生産とメーカーによるメンテナンスの終了に伴って、ビデオテープ教材の提供が困難になるという課題が出てきている。そのため、視聴覚ライブラリーにおけるビデオテープ教材と再生機器の現状を踏まえつつ、ビデオテープ自体の寿命も、手間をかけて保管していて20年から30年ともいわれるため、今後の活用に向けた対応策を検討し、今後の活用に向けた提案を行う。

1 ビデオテープ教材の現状

2019年9月21日にネットニュースを配信するJ-CASTニュースのサイトにおいて、「貴重な郷土資料が「封印」も VHS、各地の図書館で閲覧終了...ダビングも壁高く」という記事が配信された。

「大阪市立図書館は2020年度末で館内視聴を終了し、その後順次、貸出しも終了することを発表。ツイッターで注目を集めた。」という大阪市立図書館の館内視聴と貸出し中止から始まるこの記事は、再生機器の生産終了などに伴い、多くの図書館で視聴ができなくなることを危惧した記事であった。

記事によると、「郷土資料のVHSに関しては書庫で保存する予定ではあるものの、DVD・BDなどへのダビング（媒体変換）については「具体的な見通しが立っていない」という。」とされており、終了の理由として、「ビデオテープ（VHS）の再生機器が平成28（2016）年に生産終了となりました。現在、視聴ブースの再生機器は、故障しても入手できません」という大阪市立図書館のウェブサイトでの発表を紹介している。

また、他の図書館でも同様の動きが出てきていることも伝えているが、再生機器の生産終了という問題は、視聴覚センター・ライブラリーも同様に貸出が困難になることにつながってくる。

毎年「日本視聴覚教育協会」が調査し発行している「視聴覚センター・ライブラリー一覧」の教材保有数を見ると、令和2年度版では全国の507のセンター・ライブラリーで16ミリ教材の保有数が181,453本（平均357.9本）であるのに対して、録画教材の保有数は469,913本（平均926.9本）と録画教材が2.6倍もある。この調査では、ビデオテープとDVDなどのビデオディスクの区分がないため、ビデオテープの割合は分からないが、ビデオテープの普及年数を考えるとビデオテープの本数が多いことは想像できる。また、市販教材だけでなく、自作録画教材の保有数も全体で33,775本（平均66.6本）あり、再生機器が使用できなくなることの影響は図書館同様に大きいと言える。

では、実際に本研究のメンバーが所属する視聴覚センター・ライブラリーの状況を見てみよう。

1) 千葉県の状況

千葉県総合教育センターの令和元年度の視聴覚教材の保有・利用状況は以下のとおりである。

保有数は、一般用と教育放送を合わせて4,925本ある16ミリフィルムが最も多いが、ビデオテープ教材も3方式合わせて3,582本と多い。

しかしながら、保有数が390本と少ないDVDが、実際の利用面では最も多いという結果になっている。また、平成23年6月30日に放送済みの千葉県教育放送番組の複製について、千葉県と千葉テレビ放送株式会社とで覚書を締結して16ミリフィルムのDVD化を進めていて、ホームページの教材検索を見ると、16ミリの教育教材映画が3,384本から選べるのに対してDVDも1,221本から選べるようになっている。教材の利用がDVDに移ってきていることをここでも示している。

さらに、こうした複製した DVD の貸し出しに関して、複製をしないように誓約書の提出を条件にしていることは、後段で改めて検討する課題の参考となる取り組みである。

	千葉県総合教育センター	船橋市視聴覚センター	千葉市生涯学習センター
16ミリ	0	110	69
ビデオ	6	4	7
DVD	33	295	322
レーザーテ	0	0	0
その他	0	0	0
計	39	409	398

また、教材の利用状況に関して、「千葉県総合教育センター」「船橋市視聴覚センター」「千葉市生涯学習センター」の千葉県内の3つの施設の令和元年度の利用状況を比較してみても、教材の保有本数はどの施設も16ミリフィルムやビデオテープの割合が多いが、実際に利用されているのはほとんどがDVD教材となっている。ビデオテープの利用はど

こも少なく、16ミリフィルムの利用の方が多い状況である。この結果からも、今後のビデオテープの利用はさらに減少していくものと考えられる。

再生機器に関しては、千葉県総合教育センターでは12台保有しているが、過去6年間ではビデオテープ教材や再生機器の新規購入は行っていなく、今後もビデオテープ教材や再生機器を購入する予定はない。現在、ビデオテープ再生機器の使用はほとんどなく、今後も利用される機会は少ないと思われる。

2) 栃木県の状況

栃木県視聴覚ライブラリー（栃木県総合教育センター生涯学習部）では、ビデオ再生機2台と1980年から1996年までに購入された2,320本（教材保有数に占める割合44.3%）のビデオ（VHS）テープを所蔵している。その中で、過去3年間の再生機の貸出状況は、平成29年度が1件、平成30年度が2件、令和元年度は1件と少ない。また、ビデオテープの貸出件数は、平成29年度が48件、平成30年度が28件、令和元年度は6件と年々減少傾向が続いている。

宇都宮市立視聴覚ライブラリーでは、ビデオ再生機4台と1,545本（教材保有数に占める割合41.8%）のビデオテープを所蔵している。過去3年間の再生機の貸出は実績なしで、ビデオテープの貸出件数は、平成29年度が13件、平成30年度が6件、令和元年度は21件となっている。

3) 仙台市の状況

せんだいメディアテークにおけるビデオテープ教材の割合は、全4,875本のうち、16ミリフィルムが1,477本に対して、VHSテープが2,457本と多く、DVDは941本である。全体のおおよそ半分がVHSテープとなっている。また、貸出用VHSデッキは7台を所有している。

VHSテープの貸出状況は、平成29年度が62本、平成30年度が58本、令和元年度が53本となっており、VHSテープの利用は減少傾向にある。貸出用VHSデッキの貸出状況については、平成29年度が18回、平成30年度が12回、令和元年度が19回となっている。

2 ビデオテープが抱える課題の整理

前項で見てきたように、ビデオテープの利用が減少してきているわけだが、それ以外にもビデオテープが抱える課題がある。ここでは、その課題を整理しておきたい。

1) 再生機器の課題

- ① 再生機がなくなりつつある

最も普及したビデオテープ（VHS）の再生機器が平成 28（2016）年に生産終了し、新たな供給がストップしている。

② 現存する再生機器の老朽化

新品を新たに購入することはできなくなっており、今ある再生機器を使用するしかないが、メーカーによる故障対応ができなくなっていて故障や破損の際のメンテナンスが困難である。

③ 利用減少によるメンテナンス費用の削減

メーカー対応が終了していても、探せば対応できる業者がないわけではない。しかし、利用の減少とともにメンテナンス費用が削減され、困難になっている。

2) ビデオテープの課題

① ビデオテープの経年劣化

ビデオテープの寿命は 20 年から 30 年程度といわれており、昭和の後半に購入されたテープでは、既に 30 年以上が経過しているなど、経年劣化が避けられない。視聴覚センター・ライブラリーにおいてはあまり考えられないが、直射日光が当たったり、湿度が高かったりすると劣化はどんどん進んでしまう。

② 磁気の転写による劣化

ビデオテープは長期間放置しておくとも巻かれているテープ同士の間で磁気転写がおこり、映像にノイズが走る現象が発生する。

③ カビの発生による劣化

保管状況によってビデオテープにカビが繁殖してしまいがちである。カセット型の場合、ビデオテープにカビが発生すると、分解しない限りカビを除去することができないため、修復が難しくなる。また、カビが発生したビデオテープを再生機器にかけることで、再生機器にも損傷を与えることになる。

④ 保管とメンテナンスの手間が必要

ビデオテープの保管には、一定の温度と湿度（30～50%程度）に保たれた場所で保管し、少なくとも年に一回は定期的に早送りや巻き戻しをしないとといったメンテナンスが望ましいが、限られたスタッフで対応することは難しい状況にある。

3) ビデオテープの利用普及の課題

① 古い教材を利用することの意味

再生機自体も併せて貸出をし、利用促進を促すことは可能だが、あえて古い映像を活用するねらいを明確にする必要がある。

② 画質劣る教材の利用価値の評価

ビデオテープのほとんどが標準解像度画質で、ハイビジョン画質の映像を見慣れた人にとっては、画像の粗さが気になる場所である。画像は劣っても利用価値のある教材を提案する取り組みが必要となる。

以上見てきたように、ビデオテープには再生機器の生産終了に伴う課題、機構の複雑さによる 16 ミリ以上にメンテナンスが難しいといった継続利用に伴う問題、テープの劣化対応など、様々な問題がある。

その一方で、ビデオテープ教材の場合は自作も多いという特徴もあり、古い教材、画質が劣る教材であっても、使う意味を見出しやすいという特徴もある。

次項では、今後の取り組みに対する検討を行っていききたい。

3 今後の取り組みに関して考えられる4つの方向性とそれぞれの効果と課題の検討

今後の取り組みに関して、4つの方向性を検討した。

- 1) メンテナンスを続けながら活用を続ける
- 2) 保存を優先し、利用を制限していく
- 3) デジタル化による活用と保存
- 4) 特に手は打たず使える間は使う

1) メンテナンスを続けながら活用を続ける

- ①効果：メンテナンスをしっかりとすることで寿命が延び、予算面での負担が少ない。
- ②課題：人手不足のライブラリーではメンテナンスに手間をかけることが難しい。

2) 保存を優先し、利用を制限していく

- ①効果：メンテナンスをしっかりとするとともに、利用を制限することで再生機器のトラブルによるテープの損傷も避けることができる。
- ②課題：教材を活用せず、保存することの必要性がどこにあるか、視聴覚ライブラリーの役割の明確化が必要。

3) デジタル化による活用と保存

- ①効果：自作教材で、著作権が明確にクリアできるものは積極的にデジタル変換を行うことで継続して利用が可能になる。
映像として価値ある優れた内容が埋もれずにすむ。
- ②課題：市販購入教材の場合は、著作権の問題をクリアすることが難しい。
自前でできる機器を持っている場合は人手の問題だけとなるが、外注する場合は予算の確保の問題もでてくる。
『貴重な映像』であると保存する必要性を判断するための高い専門性が必要になる。

4) 特に手は打たず使える間は使う

- ①効果：特にないが、1) 2) 3) と比べると多くのライブラリーには現実的な方向性となる。
- ②課題：予算や人手をかけないで少しでも寿命を延ばす方法や再生機器の入手方法を検討しておくことが望ましい。映像として価値ある優れた内容が埋もれてしまうことにもなる。

各方向性を比較検討してみると、4) 特に手は打たず使える間は使う、が現実的であろう。ビデオテープ教材の利用本数がほとんどないライブラリーでは、メンテナンスの費用もついていないことから、使用できる間は活用するが、使用できなくなった時点で教材の貸出終了、廃棄となるケースが多いと思われる。少しの手間と予算がかけられるならば、1) メンテナンスを続けながら活用を続ける、が望ましいだろう。

さらに、「保存」という観点では、ビデオテープに記録された内容は、各ライブラリーの貴重な財産であり、今後何らかの形で残していく方法を模索することが望まれる。ビデオテープの再生機器そのものが

確保できない状況の中、後世に貴重な財産を引き継ぐためには、ビデオテープの「デジタル化」が不可欠となってくる。実際の取り組みとしては、予算や人的環境・ビデオ教材の内容に応じて1) または2) と3) の「デジタル化」を組み合わせた取り組みとなると思われる。

また、ビデオテープの活用に関しては、近年の貸出実績から見ても今後のニーズは見込めないことから、将来的には廃棄について検討していく必要がある。

ただし、「デジタル化」については、課題も多く、次項で改めて検討を行う。

4 デジタル化の課題

ビデオテープ教材をデジタル化することで、貴重な映像を継続して使うことができるようになる。しかし、課題も多くあり、簡単に実現できるものではない。以下にその課題の検討を行いたい。

1) 著作権の課題

デジタル化の最初で最大の課題は著作権の問題だといえる。

自作教材を保存活用することはライブラリーの本来目指すべきことでもあり、デジタル化に取り組む意義は大きい上に、ライブラリーでの著作権処理が可能ならばデジタル化は可能だが、制作段階で著作権に関して明確にしていない場合は、関係者との調整から始めなければならない。

一方、ビデオテープ教材の大半を占める市販のビデオテープ教材の場合は、著作権者との調整が簡単でないばかりではなく、許諾が得られない場合が多いのが現実である。さらに、そうしてまでも残すべき教材とは何かということもライブラリーとして明確に定義することが必要であろう。

千葉県総合教育センターの事例として、平成23年、放送済みの千葉県教育放送番組の複製について、千葉県と千葉テレビ放送株式会社との間に覚書を締結し、その後千葉県総合教育センターにてDVD化、教育機関等への貸出を行っているというものがある。しかし、このような例は決して多くはないだろう。

2) 費用と手間の課題

自前で機器を有していない場合は予算措置、または機器を有している部署の機器の利用が可能となるような措置が必要である。

デジタル化を進める場合、デジタル映像の規格は何を選択して保存するのかをきちんと検討する必要があり、そのための専門性も求められる。

デジタル化する場合の手間の問題も大きい。先に紹介した千葉県総合教育センターの事例では、現在3,680本のDVD変換した教材が貸出可能になっているが、DVD化作業は専任がいいため、作業は9年間に及んだという。予算同様に手間をかけられる体制がないとデジタル化は困難である。

3) ライブラリーの法的位置づけと図書館との関係

著作権法31条では、図書館における資料の複製に関して以下のように定めている。

(図書館等における複製等)

第三十一条 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

（以上、著作権法より）

この規定により、図書館においては損傷が始まる前に DVD 等にデジタル複製したり、VHS 関連の機器や媒体が使用できなくなる前に DVD などに複製することができると解釈されている。

しかしながら、視聴覚センター・ライブラリーは「図書館等」の範囲には入らず、法的位置づけもないため、著作権法第 31 条を根拠とした複製を行うことはできない。図書館との併設や兼任も多いため、一体で考えられがちであるが、ビデオソフトの貸与に関わる「(社) 日本ビデオ協会」「(社) 日本映画製作者連盟」との協定を全視連は結んでいるが、日本図書館協会は別に権利者側との協議を行っており、共通の運用とはなっていない。

そのため、視聴覚ライブラリーを図書館の中に位置付け直して、デジタル化を進めている例もあるようだが、購入の際の根拠と異なってくることから、所属移転などの手続が必要になり、権利者側との調整も必要になる。

5 まとめとしていくつかの提案

これまでの検討を踏まえて、いくつかの提案を行う。

1) ビデオテープ教材や再生機器の保守管理の課題

ビデオテープ教材や再生機器の保守管理の課題は、16 ミリフィルム同様に以下の点が課題と考えられる。

- ①テープの保存に適した環境（湿度・温度等）が整わなければならない。
- ②管理に携わる複数の人材（専任）が必要。
- ③管理に必要な予算を確保する。

④後世に残していきたいテープを分別していく。

⑤ライブラリーとしての方向性を関係機関と検討していく。

利用状況を調査した結果、ビデオテープ教材の貸出はどのライブラリーも減少している。16ミリフィルムは根強いファンがいるが、ビデオテープに関しては難しいところだと思われる。

①～⑤の課題について各機関で取り上げながら、計画的に保守管理していかなければならない。

2) 現状把握を行って方向性を見出す

まずは現状把握を行うことで、今後の活用に向けた取組を検討していけばよいと考える。現状とは、各館におけるビデオテープ教材の所有数や映像内容、利用状況等と捉えている。映像内容については、各館でカテゴリーごとに分類されていることが予想され、そのカテゴリーごとの利用状況を整理することは、利用者がどのような内容を求めているのか、あるいは求めているのか等の把握につながる。また、「昔の風景を見たい」「歴史を調べたい」「研修会や会合での資料として利用したい」等々、利用者がどのような目的で活用しているのかを調査することも重要であり、加えて、利用者を年代別で分けてみることも必要だと思われる。

以上のことを十分把握した上で、①メンテナンスを続けながら活用を続ける、②保存を優先し、利用を制限していく、③デジタル化による活用と保存、④特に手は打たず使える間は使う等の方向性を見出していければと考える。①～④のいずれの方向に進むとしても、何らかの指針や定義が必要である。

3) ガイドラインの策定とデジタル化に伴う管理の検討

全視連が、ビデオテープの保存・活用に関する基本的な考え方・活用方針等を策定し、各都道府県・各ライブラリーに明示する。（「管理」や「活用」といった用語の定義や、著作権に関する考え方も併せて提示）さらに、「いつまでに」、「だれが」、「何を」、「どのように」進めたらよいか、ガイドラインを提示する。

データのデジタル化に関しては、一元管理と体制の構築、デジタル化されたデータの活用に関するルールづくりなど法制度の見直しの中で検討してもらうことはできないだろうか。

その際、データ活用の利便性についても検討いただければ、利用普及にもつながると考えられる。

4) 各ライブラリーにおける選択と集中

ビデオテープ教材を再生する機器の生産中止と、そう長くない先にビデオテープ自体の寿命が終わるという状況に対して、視聴覚ライブラリーはどのように対応すべきかを考えた今回の研究のまとめとして、まずは各視聴覚ライブラリーがどのようにしたらよいのかを提案したい。

ビデオテープ教材の映像を今後も使えるようにするには、デジタル化が不可欠であるが、ここまで見てきたように、著作権のクリア、デジタル化のための予算の確保、デジタル化に関わる職員の確保など越えなければならないハードルは大きい。

小規模なライブラリーでは、通常業務でさえ限られた職員、兼任職員で運営しており、新規機材はもとより新規教材を購入する予算もついていなかったりする。では大規模なライブラリーは対応可能かといえば、所蔵するビデオテープ教材の数も多く、千葉県総合教育センターで行ったような長期間での取り組みであっても一部のデジタル化であり、すべてをデジタル化するのは困難である。

例えば、そのライブラリーあるいは自治体にしかない地域映像やその地域での自作教材のうち、残すべきものは何かという検討が必要であろうが、一般に流通させる目的で制作されたビデオテープ教材では、その地域にとって残すべき教材であるのかどうかの評価はしっかりと行わなければならないだろう。

そのため、まずは個々のライブラリーが目指す視聴覚教材の収集・保管・提供は何であるのかを明確にし、利用する住民の意向も踏まえて、末永く利用できるようにすべきビデオテープ教材を絞り込み、寿命を延ばせる保管方法を取り、再生機器の日常保守や予備機材の確保を行うこと、さらに著作権がクリアでき、予算や職員体制が可能であればデジタル化に取り組んでいくことを提案したい。

5) 全視連としての取り組み

各視聴覚ライブラリーの活動を支える全視連の役割の第一は、著作権に関して文化庁や映像制作者との調整を進め、各ライブラリーの活動をしやすくする環境整備を行うことであろう。

第二の役割としては、16ミリフィルムとビデオテープによるこれまで収集してきた映像教材をデジタル化を含めてどのように次世代に伝えていくかの指針づくりを行うことである。

さらに、映像がデジタル化するメリットの一つが、アナログ時代のように映像媒体を物理的に所持し、保管する必要がないことである。これは、これまでの視聴覚ライブラリーが担ってきた役割の大転換でもあり、今後の在り方を指し示すとともに、これまで収集保管してきた教材をどう生かすかの提案も必要となってくる。

以上、本研究をきっかけに、全視連としてのさらなる研究、提案につなげていきたい。